

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日在籍ときは、
の翌日)

鳥取県規則第四十九号

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県漁船法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県漁船法施行細則(昭和二十六年六月鳥取県規則第三十号)の一部

を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(建造、改造及び転用許可申請の手続)

第二条 法第三条の二第一項又は第二項の規定による許可を受けようとする者は、規則第二条第二項の規定による書類のほか、次に掲げる書類を添しなければならない。

一 漁船の推進機関が中古機関である場合は、その経歴書

二 漁船が鳥取県海面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号)第八条の規定による漁業の許可に係るものであるときは、その起業認可書の写し若しくは起業認可申請書の写し又は許可証の写し若しくは許可申請書の写し

三 漁船が鳥取県内水面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取県規則第四十七号)第八条の規定による漁具又は漁法による水産動植物の採捕の許可に係るものであるときは、その許可証の写し又は許可申請書の写

- ◆規則 鳥取県漁船法施行細則の一部を改正する規則
- ◆鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則
- ◆示度 鳥取県一般会計補正予算等
- ◆昭和四十三年鳥取県家計調査要綱
- ◆健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定
- ◆国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの
- ◆家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
- ◆選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◆公 安告示 風俗営業等取締法による聴聞の実施
- ◆公 告 収用委員会の審理の開催

規則

鳥取県漁船法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第十一条 削除

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第一号及び様式第二号 削除

様式第十一号を次のように改める。

様式第十一号 削除

(第三種郵便物認可)

昭和43年6月18日 火曜日 鳥取県公報

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年六月十八日

鳥取県規則第五十弐

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七弐)の「第六
次のように改正する。

別表第一の一の項中(5)を(5)とし、(6)から(5)まで(1)より繰り上げ、(5)の

次に(6)及び(7)として次のように加える。

(6) 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百一十四号)第九条の規定に基づく手数料

(7) 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十一号)第二十八条の規定に基づく手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百六十七弐

昭和四十三年六月定例県議会で六月十日議決された昭和四十三年度鳥取県一般会計補正予算及び昭和四十一年度鳥取県藤山大山有料道路事業特別会計予算は、次のとおりである。

昭和四十三年六月十八日

鳥取県知事 石 破 一 朗

昭和43年度鳥取県一般会計補正予算
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ176,796千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,639,320千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 分担金及び負担金		528,461	15,270	543,731
	2 負 担 金	366,958	15,270	382,228
7 国庫支出金		9,925,219	69,709	9,994,928
	2 国庫補助金	5,956,243	59,850	6,016,093
	3 委託金	124,599	9,859	134,458
11 緑 越 金		97,524	91,817	189,341
	1 緑 越 金	97,524	91,817	189,341
歳 入	合 計	30,462,524	176,796	30,639,320

00966

(第三種郵便物認可)

第3945号

島 取 熊 公 告

火曜日

昭和43年6月18日

歳

歳

出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 総務費		1,547,002	7,886	1,554,888
1 総務管理費		981,390	1,969	983,359
2 企画費		12,407	400	12,807
5 運行費		50,573	5,467	56,040
4 衛生費		1,288,669	4,700	1,293,369
1 公衆衛生費		627,995	4,700	632,695
8 土木費		6,514,432	164,260	6,678,692
2 道路橋りょう費		3,631,778	76,900	3,708,678
3 河川海岸費		1,577,968	46,510	1,624,478
4 港湾費		357,497	24,400	381,897
5 都市計画費		501,340	16,450	517,790
歳出合計		30,462,524	176,796	30,639,320

(歳入歳出予算)
ところによる。

昭和43年度鳥取県赤山大山有料道路事業特別会計予算
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,000千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起てすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額 千円
1 県債		15,000
1 県債		15,000

歳

入

歳

入

城山

山

款	項	金額
1 藤山大山有料道路事業費		15,000 千円
	1 藤山大山有料道路事業費	15,000

盛出合計 15,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還方法
藤山大山有料道路建設費	千円 15,000	証券借り入れ又は 証券発行の方法 により資金運用 部、郵政省、そ の他より借入れ するものとする 。ただし、事業 又は県財政の都 合により起債額 の全部又は一部 を翌年度に繰延 へ起債すること ができる。	% 10 以内	借入年度から2年す え置き、じ後13年度 間に償還するものと する。ただし、県財 政その他の都合によ りすえ置き及び償還 年限を短縮又は延長 して起債し、あるいは はすえ置き又は償還 期間中といえども償 還年限を短縮し、延 長し、又は繰上償還 を行ない若しくは借 換えることができる。

鳥取県告示第四百六十八号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基いて、昭和四十三年鳥取県家計調査を次の要綱により行なうので、同条例第11条の規定により告示する。

昭和四十三年六月十八日

鳥取県知事 石破 11 朗

昭和四十三年鳥取県家計調査要綱

調査の目的

この調査は、昭和四十三年の本県における農家、林家及び漁家以外の世帯の家計収支の実態をとらえ、県民所得推計及び諸種の施策立案の基礎資料を得ることを目的とする。

1 調査の範囲

この調査は、本県における農家、林家及び漁家以外の世帯のうち、別に定める抽出方法によつて選定した市町村の二百五十二世帯について行なう。

11 調査事項

この調査は、次の事項について行なう。

- 1 勤労者世帯については、家計上の収支に関する事項
- 2 勤労者以外の世帯については、家計上の支出に関する事項
- 3 世帯員及び住居に関する事項

四 調査の期間

昭和四十三年九月一日から十月三十日までの二箇月間とする。

五 調査の方法

この調査は、知事が市町村長に委託して行なうものとし、三の調査事

項目1及び2は被調査世帯が所定の家計簿に記入する方法で、3は調査員が被調査世帯に対して質問し、その結果を世帯票又は準調査世帯票に記入する方法で行なう。

六 調査に係る書類の提出期限及び提出先

次に定めるところにより、市町村長を経由して知事に提出すること。

- 1 家計簿 調査した月の翌月の十五日まで
- 2 世帯票・二部のうち一部は十月十五日まで、一部(調査員用)は調査終了後の所定の日まで

3 準調査世帯票 十月十五日まで

七 結果の公表

この調査の結果は、鳥取県発行の「統計月報」により公表する。

鳥取県告示第四百六十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十三年六月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用点数
前川歯科医院	鳥取市本町二丁目一〇九	内 科	竹田達夫	昭和四十三年五月十六日	乙表
土居山三七六の六	湖山町字茶屋西	歯 科	前川邦宏	六月一日	歯科点数表

上小鴨診療所	倉吉市福山一五三の一	児科、小	安梅正威
東 藥 局	米子市彦名町四二三三		"
小 松 内 科	鳥取市今町一丁目七四三		
周 防 内 科 医 院	米子市上後藤字外浜道東三三四	循環器科、消化器科	東 梅子
勝 部 診 療 所	氣高郡青谷町紙屋六一四	内科、小兒科	"
		外科、整形外科	小松邦光
		内科、放射線科	"
勝 部 診 療 所	周防俊成	"	
	"	十二日	
		一日	六日
		"	甲表点数表
		"	乙表点数表

鳥取県告示第四百七十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十九条第三項の規定により、同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年六月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登 錄 の 年 月 日

鳥国医	一、三二五	松 浦 黎 子	昭和四十三年五月十三日
鳥国医	一九九	中 原 寿 子	"
柏木徹	二〇〇	小 田 皎 平	二十一日

鳥国葉	一〇一	西 谷 悅 子	"
"	一、三二九	田 崎 瞳 夫	"
"	一、三三八	山 代 升	"
"	一、三三七	木 下 大 吉	"
"	"	"	二十二日

鳥取県告示第四百七十一号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により結核病検査、ブルセラ病検査、ピロプラズマ病検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対する検査又は駆除を受けることを命ずる。

昭和四十三年六月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及びピロプラズマ病予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 結核病検査及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

2 ピロプラズマ病検査及び駆除

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

別表

結核病検査及びブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
七月二十二日	七月二十五日	日南町 三栄、丸山、矢戸、宮内、河上検診場
七月二十三日	七月二十六日	太田、中野、高代、白谷
七月二十四日	七月二十七日	
七月二十五日	七月二十八日	
七月二十六日	七月二十九日	大山町 佐摩、畑
七月二十七日	七月三十日	別所、一ノ谷
七月二十八日	八月一日	名和町 上坪、小竹
七月二十九日	八月一日	旧奈和
七月三十日	二日	"

ピロプラズマ病検査及び駆除

- 四 実施の期日 別表のとおり
 五 検査の方法

- 1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
- 2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
- 3 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
- 4 だに駆除 B.H.C散布

十九日	"十五日	"十二日	"八日	"三十日	"二十九日	"十九日	"十八日	"十七日	"十六日	"十五日	"十一日
名和町	岸本町	中山町	名和町	溝口町	溝口町	奥山	瓜菜沢、木谷	大平原	東山	日野町	大草山
神田 "	大山放牧場	香取 "	高橋檢診場	神田放牧場	柵水原	"	"	"	奥渡	"	萩山、滑 "

選舉管理委員會告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号

昭和四十三年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

日時 昭和四十三年六月二十日午前十一時

鳥取県選挙管理委員会委員長
加藤 章

鳥取県選挙管理委員会委員室
参議院議員通常選挙について

公安局員會告示

鳥取県公安委員会告示第四十一号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年六月十八日

鳥取県公安委員長 沢住辰蔵

一 聽聞の期日及び場所

昭和五十三年六月二十八日午前九時三十分から

00971

昭和43年6月18日 火曜日 第3945号 8

鳥 取 県 公 報

米子市総町一丁目一戸一 米子警察署
11 聽聞当事者の住所及び氏名
米子市朝日町二丁目 藤谷禪義

公 告

起業者建設大臣申請に係る一般国道9号東鳥取国道改築工事に関する収用裁決事業について、収用委員会の審理を次のとおり開催する。

昭和43年6月18日

鳥取県収用委員会会长 若木 礼

- 1 日時 昭和43年6月20日10時から
2 場所 鳥取市東町
鳥取県議会議事堂第1委員会室